

がん等で長期療養中の高校生を対象とした遠隔教育支援事業に係る物品貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、テレプレゼンスロボット等による愛媛県内の高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部(以下「高等学校等」という。)に在籍する生徒の教育支援に資するため、別紙に掲げる物品の貸出に関して必要な事項を定めるものとする。

(貸出の対象)

第2条 物品の貸出を受けることができる者は、次の各号の審査基準に基づきテレプレゼンスロボット等の貸出が認められた対象生徒の在籍する高等学校等の校長とする。

(1)対象生徒について

次のア～エの項目を全て満たしていること。

ア 高等学校等に在籍していること。

イ がん等で入院又は自宅療養しており、その期間が1か月以上の長期にわたる見通しであること。

ウ 入院している場合は、入院している病院から、通信機器(タブレット端末機、モバイルWi-Fiルータ等)の利用の許可を得ていること。

エ 通信機器を使用した授業等を視聴することに耐え得る体調であることが見込まれること。

※上記のア～エの項目を全て満たさない場合でも、テレプレゼンスロボット等による教育支援が必要である特段の理由がある場合には、対象生徒と認める場合がある。

(2)管理等について

次のア・イの項目を全て満たしていること。

ア 申請された利用期間が適切であること。

イ 学校及び病院・自宅等において、通信機器等が適切に管理されることが見込まれること。

(貸出の承認)

第3条 物品の貸出を受けようとする者は、様式第1号「物品利用申込書」を、貸出を受けようとする日の5開庁日前までに健康増進課に提出し、承認を得なければならない。

2 前項の承認について、調整が必要な場合は、別途協議する。

(物品受領書の提出)

第4条 物品の貸出を受けた高等学校等の校長(以下「借受者」とする。)は、様式第2号「物品受領書」を健康増進課に提出しなければならない。

(貸出期間)

第5条 物品の貸出期間は、原則3か月以内とする。延長が必要な場合は、別途協議する。

(貸出の条件)

第6条 借受者に貸出する場合の条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1)借受者は、貸出を受けた物品を対象生徒に対する教育支援のために使用するものとし、転貸し、又は貸付けにより生じた権利を担保に供し、若しくは譲渡してはならない。
- (2)借受者は、物品を常に良好な状態で保管しなければならない。
- (3)借受者は、その責めに帰すべき理由により物品を亡失し、汚損し、又は破損したときは、借受者の責任において原状に復し返却しなければならない。
- (4)この要領の規定に違反したときは、借受者は速やかに物品を健康増進課に返還しなければならない。

(借受に要する費用の負担)

第7条 物品の借受に要する費用は、無償とする。ただし、借受者は、その責めに帰すべき理由により物品を亡失し、汚損し、又は破損したときは、この限りでない。

(貸出及び返却場所)

第8条 健康増進課とする。

附 則

この要領は、令和7年6月20日から施行する。

がん等で長期療養中の高校生を対象とした遠隔教育支援事業に係る物品一覧

番 号	1	2	3	4
名 称	テレプレゼン スロボット	タブレット端 末機	プリンタ	モバイルWi-Fi ルータ
用 途	○タブレット 端末機を装着 した上で、教室 等に設置し、病 室・自宅等から の操作による 角度調整に対 応	○テレプレゼ ンスロボット に設置し、授業 等の映像及び 音声を送信す るとともに、対 象生徒の映像 及び音声を受 信 ○病室・自宅等 に設置し、授業 等の映像及び 音声を受信す るとともに、対 象生徒の映像 及び音声を送 信するほか、テ レプレゼンス ロボットの角 度を操作	○高等学校等 から対象生徒 に送付される 連絡や課題等 のプリントア ウト ○対象生徒か ら高等学校等 に提出する課 題等のスキャ ンによるデー タ化	○病室・自宅等 に設置し、2の 映像及び音声 の送受信、3の 課題等を提出 するための回 線
附属品	モバイルバッ テリ			